

平成24年3月28日

1. 出席議員

議長 牟田勝浩
1番 朝長 勇
3番 上田雄一
5番 山口良広
7番 宮本栄八
9番 石橋敏伸
11番 上野淑子
13番 山崎鉄好
16番 小柳義和
19番 山口昌宏
21番 杉原豊喜
23番 黒岩幸生
25番 平野邦夫

副議長 小池一哉
2番 山口 等
4番 山口裕子
6番 松尾陽輔
8番 石丸 定
10番 古川盛義
12番 吉川里己
14番 末藤正幸
17番 吉原武藤
20番 川原千秋
22番 松尾初秋
24番 谷口攝久
26番 江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 筒井孝一
次 長 松本重男
議事係 長 川久保和幸
議事係 員 江上新治

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	前	田	敏	美
教	育	長	浦	郷		究
技		監	松	尾		定
政	策	部	角			眞
つ	な	が	山	田	義	利
營	業	部	森		孝	畑
營	業	部	北	川	政	次
く	ら	し	古	賀	雅	章
こ	ど	も	馬	渡	公	子
ま	ち	づ	石	橋	幸	治
山	内	支	牟	田	泰	範
北	方	支	川	内	野	夫
会	計	管	山	口	光	則
教	育	部	浦	郷	政	紹
水	道	部	宮	下	正	博
総	務	課	松	尾	満	好
企	画	課	平	川		剛
選	挙	管	成	松		薫
監	査	委	一	丸	喜	代
農	業	委	森		博	邦
員	会	事				文
務	局	長				
事	務	局				
長						

議 事 日 程 第 8 号

3月28日（水）10時開議

- 日程第1 議員江原一雄君に対する懲罰の件（懲罰特別委員長報告・少数意見者報告・質疑・一身上の弁明・討論・採決）
- 日程第2 第1号議案 武雄市暴力団排除条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第3 第2号議案 武雄市合併振興基金条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第4 第4号議案 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第5 第5号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第6 第38号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第9回）（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第7 第7号議案 武雄市自転車競走場設置条例の一部を改正する条例（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第8 第12号議案 財産の処分について（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第9 第23号議案 平成23年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第1回）（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第10 第24号議案 平成23年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第1回）（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第11 第33号議案 平成24年度武雄市競輪事業特別会計予算（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第12 第34号議案 平成24年度武雄市給湯事業特別会計予算（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第13 第35号議案 平成24年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第14 第6号議案 武雄市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第15 第17号議案 平成23年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第5回）

		(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第16	第18号議案	平成23年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第17	第27号議案	平成24年度武雄市国民健康保険特別会計予算(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第18	第28号議案	平成24年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第19	第8号議案	武雄市都市公園設置条例の一部を改正する条例(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第20	第9号議案	武雄市農業集落排水処理施設設置条例及び武雄市戸別浄化槽条例の一部を改正する条例(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第21	第11号議案	市営和田住宅建替1号棟建設工事請負契約の一部変更について(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第22	第13号議案	市道路線の廃止について(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第23	第14号議案	市道路線の変更について(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第24	第15号議案	市道路線の認定について(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第25	第19号議案	平成23年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4回)(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第26	第20号議案	平成23年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算(第3回)(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第27	第21号議案	平成23年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算(第3回)(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第28	第22号議案	平成23年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算(第3回)(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第29	第25号議案	平成23年度武雄市水道事業会計補正予算(第2回)(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第30	第29号議案	平成24年度武雄市農業集落排水事業特別会計予算(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第31	第30号議案	平成24年度武雄市公共下水道事業特別会計予算(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第32	第31号議案	平成24年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計予算（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第33	第32号議案	平成24年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第34	第36号議案	平成24年度武雄市水道事業会計予算（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第35	第37号議案	平成24年度武雄市工業用水道事業会計予算（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第36	第3号議案	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う武雄市条例の整備に関する条例（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第37	第10号議案	武雄市水防協議会条例等の一部を改正する条例（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第38	第16号議案	平成23年度武雄市一般会計補正予算（第8回）（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第39	第26号議案	平成24年度武雄市一般会計予算（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第40	第39号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第41	第40号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第42	第41号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第43	議提第1号	市長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第44	閉会中継続調査申出について（各委員会調査事件）	（議決）

開 議 10時

○議長（牟田勝浩君）

皆さんおはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました第39号議案から第41号議案までの3議案及び議員から提出されま

した議提第1号を追加上程いたします。

日程に基づき、議事を進行いたします。

日程第1 議員江原一雄君に対する懲罰の件

日程第1. 議員江原一雄君に対する懲罰の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、江原一雄君の退場を求めます。

〔江原議員退場〕

本件に関し、懲罰特別委員会の審査の経過並びに結果について、懲罰特別委員長の報告を求めます。山口昌宏懲罰特別委員長

○懲罰特別委員長（山口昌宏君）〔登壇〕

おはようございます。

それでは、懲罰特別委員長の報告を申し上げます。

懲罰特別委員会の審査報告をいたします。

本案件は、今定例会において付託されました議員江原一雄君に対する懲罰の件についてでございます。

審査については、懲罰動議は議員の身分に関する重大事件であるため、早急かつ慎重に結論を出す必要がございましたので、3月19日、21日、23日の3回にわたって審査を行いました。また、23日は市民から委員会の傍聴の申し出もあり、4名の傍聴を許可しております。

審査については、本会議での江原議員の発言の確認や経緯、さらには懲罰を科すかどうかなど、慎重に審査を行いました。

主な意見としては、まず、議長が江原議員の発言を職権で削除をしたので、対象とされている言葉は消えている、また、削除されたこと自体おかしいという意見が出ました。これについては、議長の職権による削除により議事録から言葉は削除されるけれど、発言した事実までは消えていないなどの意見が出されました。

また、議長の議事整理権として、注意をしたり、陳謝を求めたりするのは発言があったそのときにすべきで、今回はそれが休憩中に行われており、本会議中ではなく控室でのことだと意見も出されました。

これについては、途中での精査ができなかったから後でされたのであって、議場内であれ、休憩中であれ、陳謝するように、また削除をするように議長が言ったことに従わなかったことははっきりしている。

過去には発言の取り消しについては、休憩を挟んでの申し出や、翌日の冒頭に申し出があったりしたこともあり、今回だけが特別な場合というわけではありません。

ほかには、今回の発言が国際問題に発展するような発言なのか、国会でも同じ発言がされているが懲罰になっていない、また、日本の名誉、武雄の名誉を傷つけた議会の発言とは考えられないということでしたが、これについては言論の自由は憲法上の保証があるので制限

するつもりはないが、国会などの意見と武雄市議会の見解が必ずしも一致する必要はなく、あくまでも武雄市議会としてどう判断するかが重要であるという意見が出ました。

4点目に、議員の一般質問の自由な発言、表現の自由、言論の自由がある中で、これを事例とすれば悪い例を残すことになるので同意できないという意見もありました。賛成議員からは、議員たるもの市民の代表であるから言動に十分注意すべきで、訂正等があったときは素直にそれを受け、陳謝するところは陳謝すべきだという意見が出ております。

いずれにしても、今回の懲罰動議は、議長から発言取り消しが求められているにもかかわらず同意もせず、いまだ反省の態度が見られないことから提出されたところであります。

こういう内容の多数の意見が出ましたが、結果、賛成多数で懲罰を科すということに決定をいたしました。

そして、どのような懲罰に値するのかという中で、このまま行ったらもう何を言ってもいいということになるので、議会の権威を示さないといけないという、また、本人が議長からの陳謝の求めを拒否されていることもあり、委員会として、地方自治法第135条第1項第3号の規定により出席停止1日間と決定をいたしました。

以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

本件につきまして、谷口議員ほか2名から、会議規則第101条第2項の規定に基づき、少数意見報告書が提出されております。

少数意見の報告を求めます。24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

本件について、私は、少数意見を出しまして、それに対する賛同をいただいて、少数意見が留保されました。

そこで、少数意見を申し出、あるいは提言した経過について御報告を申し上げます。

元来、これは懲罰に付すべきではないというのが基本的な考え方です。

懲罰というのは、やはり本当に、今、懲罰動議の提案をされた、いわゆる委員長の報告、おかしいですけれども、ありましたけれども、その中でありましたように、果たしてあの発言が、まず第1に、発言が、いわゆる国益に反するとか、あるいはアメリカを侮辱したとか、そういうふうな趣旨説明がありましたけれども、いわゆる国際的な問題を醸し出すような発言であったかどうかについては、まず疑問であります。

もう1つは、本当に議会が、いわゆる武雄市民に関係することを論じること、これも直接に関係する問題が江原議員からあっているわけですからけれども、それがいいことか、悪いことかは別といたしましても、その発言はそれぞれやっぱり議会が市民のために論ずる意見として申しているわけでございまして、何もアメリカを誹謗するとか、そういうふうな特定のものを誹謗するような、いわゆる議会で懲罰の対象になるような誹謗とか、あるいは議会の権

威に反するとか、あるいはそういうふうな個人のものを取り上げたというものは、全然異質のものでございますので、まず該当しないというのが法律的な解釈でございます。

もう1つは、実は、このことによって引き起こされた問題は何かというと、2つの問題がございます。

1つは、議長が、いわゆる判断をもって職権で、いわゆる何と申しますか、発言を一部取り消しをしたと、そのこと自体は権限、法律としては議長の権限としてはございますけれども、問題はその以前にあるのは、果たして、それが本当に議会の品位を汚すような発言であったかどうかですね。それならば、いろんな事例を勘案して、それをされるべきではなかったかという気持ちがあります。

しかし、議長がそれを、いわゆる抹消したということ自体、そのものについては、法律的にだめだということではございません。それをすることが果たして適切であったかどうかということを私たちは問題として考えたわけでございます。

次に申し上げたいのはですね……

○議長（牟田勝浩君）

議長が間違っているということ。それは私のこと。懲罰委員会のことに関してでしょ。

○24番（谷口攝久君）（続）

いやいや……

○議長（牟田勝浩君）

そうでしょう。

○24番（谷口攝久君）（続）

そういうことです。懲罰委員会です。

○議長（牟田勝浩君）

そういうことじゃないけん言いよる。

○24番（谷口攝久君）（続）

はい。私が申し上げているのは、その少数意見を留保した問題の中の第1点の中にあつたのは、憲法で認められているところの言論の自由とか、議会活動の抑制になるようなことであつてはいけないということを基本にして考えるべきじゃないかということを申し上げて、それが第1点の要点でございます。

次の少数意見の中でありますのは、法に許容されるところの範囲内の発言であつたと、私はそういう理解をいたします。これを一々、そういうことを、言葉じりとは言いませんけれども、言葉の部分を取り上げて論議をしていけば、全体として考えての発言というふうに変えなきゃいかんのでございますけれども、そういうことをするならば、全く言論の抑圧であり、議会活動の、いわば抑制という形になりかねないと、そういうことを懲罰で、軽々しく懲罰を科すべき性質のものじゃないというのが基本的な考え方でございます。

私は、本当に、私は考え方にありますのは、本当に議会がそれぞれの立場に立って、市民の立場に立ち、市民の側に立って、いろんな意見を述べることで、それが本当に相手を誹謗中傷したり、品位を汚すようなことであれば、やはり注意する必要がございますけれども、やはりそれが当然、一つの考え方として述べられることについては、それは論じ、それを賛成、反対はあっていいわけですから、そういう論じをすると、それを懲罰という形の中で、そういう形で抑圧すること自体が、私は武雄市議会の品位を汚すことになる、私は逆にそう思うわけでございます。

以上が私の報告でございます。

○議長（牟田勝浩君）

懲罰特別委員長並びに少数意見の報告に対する質疑を開始します。山口昌宏懲罰特別委員長、御登壇をお願いします。

7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

江原議員の発言が懲罰になっておりますけれども、－〔発言取消〕－というのが、表現としてふさわしいかどうかは別としてですよ、これを懲罰に、罰するまでもですね、法律とか条例とか、そういうことに触れているわけですかね。個人の感覚になっているのでしょうか。

○議長（牟田勝浩君）

山口昌宏懲罰特別委員長

○懲罰特別委員長（山口昌宏君）〔登壇〕

7番の宮本議員の質問にちょっと答えませけれども、今言われたのは132条の分でしょう。この懲罰動議の中の132条の分について言われましたけれども、先ほどの報告の中で申し上げましたとおり、今回の懲罰動議は、議長から発言取り消しが求められているにもかかわらず同意もせず、いまだ反省の態度が見られないことから提出をされた。129条がこれなんです。132条は、あくまでも、それは前段のことであって、129条が本質なんです。それは、今回の動議を提出した時点で、それを宮本議員も含めて皆さん方わかっていると解釈をしておりますけど。

○議長（牟田勝浩君）

7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

いや、先ほどの説明の中にですね、その本体に対する意見もたくさんあったと思うんですよ。で、今言われるのは、反省の態度がないところがこの問題だと、それが問題であって、－〔発言取消〕－のほうは問題じゃないと、そういうふうな言い方だと思うんですけども。

○議長（牟田勝浩君）

それは違うさ。それは違うさ。

○7番（宮本栄八君）（続）

そうじゃないとですかね。

○議長（牟田勝浩君）

それはおかしか……。

○7番（宮本栄八君）（続）

その問題じゃなくて、反省がいまだにないところが問題と言われているわけでしょう。

○議長（牟田勝浩君）

2つくさ。

〔19番「そうさ」〕

○7番（宮本栄八君）（続）

ですよ。

〔19番「質問をしてくださいよ」〕

だから、そこが今問題で、その条の話は、そこの話をされているわけでしょう。

〔19番「うん」〕

ですよ。

〔19番「うん」〕

だから、その本体じゃなくて、そこの反省の態度というのは、自分が間違っていないという信念を持っていたら、反省とか、そういうのは出ないんじゃないですかね。

だから、それだけ江原議員は、自分の言ったことは間違いがないと思っているから言っているだけになるんじゃないですか。

○議長（牟田勝浩君）

山口昌宏懲罰特別委員長

○懲罰特別委員長（山口昌宏君）〔登壇〕

だからね、だからこそ懲罰委員会ができたんですよ。そして、懲罰に果たして値するかどうかということをまず協議をした。そして、皆さん方協議をした中で、皆さん方、これは懲罰に値しますよという賛成多数で、これ可決したんですよ。

あなたの言っていることは、個々の、個人個人の考え方の問題を言われているのであって、その後の段階の懲罰動議というのが出された段階での質問とは、全くかけ離れていると思うわけですね。

○議長（牟田勝浩君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

〔25番「議事進行。議長」〕

議事の進行ですか。

[25番「はい」]

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）

午前9時半から開かれた議会運営委員会でも確認されておりますけれども、私は懲罰委員会の一委員なんですよね、10名の中の一委員。少数意見提出者の一人でもあるわけですけどね。

ここで、議会事務局に聞きたい、議長に聞きたいんですけども、委員会に属している委員が本会議での質疑には参加できないという、その根拠を示してほしい。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員さん、議事進行なんですけれども、今のは議事進行には当たりません。議事は、議事のきちんとした手順を踏んでやっております。今のは、懲罰委員会の中のことで、私ができませんというのは一言も指示しておりませんし、言っておりません。ですから、これはその内部のことだと思います。

19番山口昌宏懲罰特別委員長

[25番「議長に聞きよっとよ」]

はい、議長の答えはそうです。私自身は、そういうことを聞かれたこともございません。議事の進行に関しましては、粛々と手順どおりに進ませていただいております。

山口昌宏懲罰特別委員長

○懲罰特別委員長（山口昌宏君）〔登壇〕

今、平野議員さんの言われた件でございますけれども、これは、懲罰委員会の中で皆さん方、個々それぞれに一人一人お尋ねをして、そしたら、これは懲罰委員会に出席している皆さん方は、これ質問することはおかしいですよと確認をとって、そうですねということで、ちゃんと皆さん方確認をしたとですよ。それを今、平野議員さんが言うのはおかしいと言わざるを得んとですよ。いいですか。

○議長（牟田勝浩君）

平野議員さん、議事進行ですよ。

[25番「議事進行でいいじゃないですか」]

進行でいいじゃないですかじゃないですよ。

[25番「議事進行」]

きちんとした議事進行じゃなきゃ、打ち切ります。25番平野議員

○25番（平野邦夫君）

私はあえて、懲罰委員会の中身には触れていませんよ。ここで、委員長報告について二、三確認したいことがありましたのでね。だから、議事進行で聞いているわけですよ。

○議長（牟田勝浩君）

だめです。認めません。平野議員さん、席に戻ってください。

議事進行は、議事の運営に関することです。平野議員さんは、内容を聞きたいということです。きちんと守ってください。（発言する者あり）平野議員さん、席にお戻りください。

○25番（平野邦夫君）（続）

皆さんが質疑がないからね、ないのを見計らって、議長もしくは議会事務局で、今言うたやないですか。

○議長（牟田勝浩君）

ちょっと待ってください。

○25番（平野邦夫君）（続）

議長が答えきらんなら、議会事務局、答えりゃいいじゃないですか。委員会所属の委員が当該委員長の報告に対して……

○議長（牟田勝浩君）

暫時休憩いたします。

休 憩 10時18分

再 開 10時20分

○議長（牟田勝浩君）

再開いたします。

今の平野議員の議事進行は認められません。

進行いたします。

続きまして、少数意見に対する質疑を開始いたしますので、24番谷口議員の登壇を求めます。24番谷口議員

質疑を開始いたします。

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

どうぞ遠慮なく言ってください。

○議長（牟田勝浩君）

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続きまして、江原一雄君から本件について一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

これは説明いたしますと、弁明の機会は議員にとって3回与えられております。1回目は動議が出たとき、2回目は懲罰委員会するとき、この2回は江原議員本人が申し出を断られております。3回目の委員長報告が終わったときの3回目の権利で申し入れがっております。

ただし、この3回目の弁明につきましては、制限がございます。懲罰委員会からの報告を

聞く会議における弁明は、委員長報告と自己の言動を説明するものであります。

懲罰事犯者は、範囲を逸脱してはなりません。弁明に名をかりて、例えば、議長の議事の運営や他の人の見解や不当性を指摘することはできないというふうになっております。

以上をもちまして、皆さん方にお諮りいたします。

江原一雄君の一身上の弁明を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、江原一雄君の一身上の弁明を許可することに決定いたしました。

江原一雄君の入場を許可いたします。

〔江原議員入場〕

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

懲罰委員会の報告に対して弁明を申し上げます。

私、議員江原一雄に対する懲罰の理由は2点述べられました。さらに、懲罰委員会の委員長の報告の中には、詳細にわたって4点述べられました。

懲罰の理由の第1は、私、江原一雄議員が今定例会一般質問3日目、3月15日、アメリカの海兵隊についての世界への〔発言取消〕と議場内で発言したことは、アメリカ海兵隊を侮辱した発言で、地方自治法第132条に抵触するもので、武雄市議会の品位を著しく汚すものですと述べられています。

しかし、この発言がいつのとき、侮辱で市議会の品位を汚したのですか。私の一般質問中に、議長や議員から、議会の品位を汚したと指摘がありましたか。一般質問中に指摘はなかったではありませんか。まして、同様の発言は国会でも取り上げられているではありませんか。国会法第119条は「各議院において、無礼の言を用い、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」としていますが、何らの問題も取り上げられていません。なぜ、武雄市議会において132条に抵触するのですか。私は聞きたいです。

第2の理由に、議長から発言取り消しが求められても同意せず、いまだ反省の態度は見られませんと述べられていますが、地方自治法第129条で言う議場の秩序維持では、何ら当たらなかったわけでありませぬ。

ただ、私の一般質問が終わってからの出来事であり、市民は全く何が起こっているのかわからないのではありませんか。市議会はすべて公開の原則でなくてはなりません。議長の発言取り消しは、もし議会の品位を著しく汚すものならば、議会の公開の場で取り上げてしなければならないのに、昼休み中に取り消しを求めるようなことは、市民の目から見ても逸脱しています。このような行為こそ逸脱しているのです。

だから、私は議長の発言取り消しこそ逸脱しているのですから、同意するものではありません。

せんし、反省のしようがありません。

一般質問は、市民の負託にこたえるため、真摯に質問し、市議会の品位を保ち、市民の知る権利にこたえる議員の権利であります。今回の私に対する懲罰で、除名の次に厳しい出席停止ということは、議員の身分に関することで、断じて許すわけにはいきません。このようなことが強行されるならば、武雄市議会の自殺行為ではありませんか。私の議員活動と自由に発言する権利を奪うものであります。

思想及び良心の自由は、これを犯してはならないと、憲法第19条で高らかに明記してはおりませんか。第21条は、集会、結社及び言論、出版、その他の表現の自由を犯してはならないと厳しく定めています。

このことから、今回の懲罰は、私だけでなく、私を選んでいる市民の皆さんに対する懲罰であり、市民の知る権利及び言論の自由に対する抑圧と挑戦そのものであります。こうした懲罰を許すわけにはいきません。懲罰に賛成した議員の皆さんに、市民の批判の声が注がれることでしょう。

私は、市民と力を合わせて、言論の自由と民主主義を守るために、武雄市議会の品位を守るため、これからも全力で頑張る決意を申し上げ、以上といたします。

○議長（牟田勝浩君）

26番江原議員の退場を命じます。

〔江原議員退場〕

本件に対する討論を求めます。討論ございませんか。25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

ただいま江原議員の弁明の機会が与えられて、本人の意見が述べられたわけですがけれども、江原議員の弁明を支持し、さらに懲罰委員会委員長の報告に対しては反対の立場から意見を述べたい。と同時に、少数意見の報告書が出ておまして、少数意見については谷口議員が語る述べられたところでありまして、この少数意見についても、私は提出者の一人ですから、この立場に立って反対の意見を言っていきたいと思っております。

もともと、懲罰動議そのものを見ておりますと、2つのことから成り立っております。

1つは、江原一雄議員が今定例会一般質問3日目、3月15日ですね、アメリカの海兵隊について世界への〔発言取消〕と議場内で発言したことは、アメリカ海兵隊を侮辱した発言で、地方自治法132条に抵触するもので、武雄市議会の品位を著しく汚すものだと、これが懲罰動議の第1の目的ですね。

2つ目は、また、議長から発言取り消しが求められても同意せず、いまだ反省の態度は見られません。よって、ここに懲罰動議を提出しますと。懲罰動議の提出議員は、山口昌宏議員、吉川里己議員、山口裕子議員、川原千秋議員、以上の4名でありました。

先ほど、132条に抵触すると言われますけれども、これは江原議員の発言にもありますように、これは本会議中の出来事であって、これは議会の秩序維持に関することです。この132条の議会の秩序維持という問題で見ますと、これは……

○議長（牟田勝浩君）

132条は、言論の品位ですね。秩序維持じゃないです。

○25番（平野邦夫君）（続）

これはですね、それを端的にあらわすのはね、結局、会議中というのは、これは本会議中のことですねということで議会事務局も含めて確認をしたところです。本会議中に、議会の秩序維持を乱す、そういう行為があった場合は発言を取り消させ、あるいは指示に従わなければ退場を命じることができる。これは、本会議中だということを議会事務局も含めて何度も確認したところですね。

○議長（牟田勝浩君）

平野議員、132条は、そういうこと書いてありません。

○25番（平野邦夫君）（続）

129条かな。——ちょっと資料とってくる……。

○議長（牟田勝浩君）

はい、どうぞ。

平野議員さん、132条は違う部分ですね。言われた部分に当てはまらないです。

はい、どうぞ。

○25番（平野邦夫君）（続）

訂正いたします。

地方自治法129条、これは議会の秩序維持に関する決め事ですね。この129条は、普通地方公共団体の議会の会議中、私、先ほど言いました、この会議中というのは本会議中ですね。この法律または会議規則に違反し、その他、議場の秩序を乱す議員があるときは、議長はこれを制止し、または発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が、本会議が終わるまでに発言を禁止し、または議場の外に退去させることができる。いわば議長の議事整理権の一番強いところですよ。

本会議中、あったのかと、そういうことが。江原議員の一般質問が終わった後に、昼休み中に、謝罪してほしい、訂正してほしい、発言の取り消しをしてほしいという要請があったと。これを拒否したと。そういう経過もありますので、3月21日の第2回の懲罰委員会では、もう既にそのときは議事録から削除するということは、3月15日の昼からの一般質問で、3月15日ですよ、江原議員の後の昼からの一般質問の後で、牟田議長が本会議で132条に抵触すると判断して、江原議員に削除を求めたと、こういうことが報告されましたよね、この本会議で。昼休み休憩中に、そのことを江原議員に伝えたと。そういう15日の昼からの一般

質問の冒頭でも、あるいは16日の昼からの一般質問の冒頭でも、同じ旨、同じことがここで報告されました。議事録から削除するということが本会議で報告された。

ですから、懲罰委員会が理由として上げた一つの件については、理由がなくなったわけですよ、ある意味では。それを認めたとして。

もう1つは、これは21日の懲罰委員会、第2回の懲罰委員会で山口委員長の発言を改めて読みましたけれども、海兵隊に関して無礼な言葉ということで、本人に陳謝をするよう申し入れたが、本当の理由は、本当の理由というのは、懲罰動議を出した理由、懲罰委員会が設置された理由。本当の理由は、発言を取り消さない、陳謝をしなかった、反省をいまだにしていけない、以上が直接の理由であります。これは懲罰委員会で山口委員長が冒頭述べられた点であります。

これが、2つのことを指摘したいんですけれども、海兵隊が「[発言取消]」だということが無礼に当たるのかと、先ほど弁明の中にありましたけれども。例えば、インターネットで「[発言取消]」というふうに検索しますと、随分たくさん出てくる。これは懲罰委員会でも紹介しましたが、アメリカ海兵隊に関する解説が載っていて、全部読むと時間がかかりますので、その部分を読みますと、本土の防衛が任務に含まれない、本土というのは日本ですよ。日米安保条約に基づいて、日本有事の際にアメリカが共同作戦をとることができるでしょう。日本を守るために日本に4万人の駐留米軍がおる、これは懲罰委員会でも発言しましたよね。それは、だから、いかに、侮辱した内容ではないということをあえて言いたいわけですよ。陸、海、空、それに第4の軍隊として海兵隊がある。海兵隊は日本の防衛のために存在するわけじゃない。そういうことを今話しているわけですよ。だから、無礼に当たらないということなんですよ。

ですから、ここは本土の防衛が任務に含まれない外征専門部隊、強襲揚陸艦とかね、そういう外征専門部隊であることから、そういうふうに呼ばれているんだと。これは、一般的なこととして、国会でも、あるいは県議会でも、それは山口委員長は、それは国会は国会だと、武雄市は地方議会だと、というふうに言われましたけれども、それが無礼に当たるかどうかということです。

ですから、ここで、懲罰委員会の理由になっておりますように、もう1つは、懲罰委員会というのは、一番重いのは除名ですよ。除名で、出席議員の4分の3以上の賛成がなければ除名ということはできない。最も厳しい処罰。そして、2番目が出席停止です。出席停止というのは、一定期間ということですので、武雄で言えば3日間。3日間というと、きょうから数えてあした、あさってでしょう。しかし、それは実際に効力がない。ですから、きょう1日の出席停止という懲罰委員会での結論が下された。その論議が始まる前から、懲罰委員会の論議が始まる前から、この間、過去3年間ですか、2年間ですか、懲罰事案というのは3件行われていますよね。1人の議員に対して2回、これは最初は戒告、そして2番目が

陳謝、そして今度、江原議員に対しては出席停止、1日間の。本当に議員の三十数年間の政治活動や、あるいは30年に近い本人の議員活動の中で、懲罰にかけられる、あるいは2番目に重い出席停止ということで決定された。本当に本人にとっては悔しいことに違いありません。自分のこの間の政治活動の歴史の中に。そういうことは、江原議員に対する懲罰というのは、まさに言論封殺につながりかねない。

ただ、議長が発言の訂正とか、発言の取り消しとかいうのは後でやる場合がある。それは、言葉遣いが間違っていたとか、数字が間違っていたとか、解釈が間違っていたとか、そういう場合には後で議長に申し入れをして、発言の訂正、あるいは撤回、あるいは削除というのはあり得ますよね。殊、懲罰に関し言いますとね、あえて、ここで言いましたように、129条で厳しく示されているように、本会議場内での秩序の維持、そのための議長に与えられた議事整理権という権限ですね、その会議中にやらなきゃならない。

○議長（牟田勝浩君）

決まってません。

○25番（平野邦夫君）（続）

あなたまで不規則発言する必要ないよ。ですから、そういうことを問題にしているわけですが、1つは、懲罰委員会そのものが懲罰の理由がないということと、動議が4名で出されていますからね、議題になることは、それはそうでしょう。

そういうことで、私は、この懲罰委員会の中身の審査を含めて、しかも、処分の中身、決定、あるいはその間の審議含めて、いろいろ反論もしてきました。意見も述べてきましたけれども、到底認めるわけにはいかないということを述べて、江原議員への懲罰に対しては反対の意見としたいと思います。（発言する者あり）

○議長（牟田勝浩君）

ほか討論ございませんか。6番松尾陽輔議員

○6番（松尾陽輔君）〔登壇〕

賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど、江原議員より謝罪ではなく弁明がありました。また、反対者から、るる反対意見が述べられましたが、私は、憲法で保障された言論の自由を制限するつもりは全く、一切ありません。また、一般質問での表現の自由、言論の自由も同様であります。

ただ、今回の懲罰発議の理由は、論点は1点だけ。私も、議員として失言や、地方自治法第132条に抵触する無礼な発言をしたときには、その言動、発言に対して、議長から注意、指摘があれば謝罪をし、反省をいたします。

議員は、皆さん、謙虚さが必要でございます。このことは、皆さんが常備しておられる議員必携184ページ、見られましたか。読んでみますと、住民を代表して、指導する立場にある良識ある議員としては、このような懲罰の適用を受けることのないように、常に慎重な

言動に心がけなければならぬと明記してあるではありませんか。

このことを踏まえて、今後、武雄市議会が規律ある議会運営をしていく上でも、今回、議長から発言取り消しが求められても同意されず、いまだに反省の態度が見られないことに対しては、懲罰に値すると思いますので、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

以上です。（発言する者あり）

○議長（牟田勝浩君）

ほかございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより議員江原一雄君に対する懲罰の件を採決いたします。

本件は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は、江原一雄君に1日間出席停止の懲罰を科すこととあります。

本件は委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数でございます。よって、江原一雄君に1日間出席停止の懲罰を科すことは可決されました。

江原一雄君の入場を求めます。

〔江原議員入場〕

ただいまの議決に基づき、これより江原一雄君に対し懲罰の宣告を行います。

江原一雄君に1日間出席停止の懲罰を科します。

以上、宣告いたします。

江原一雄君の退場を命じます。

〔江原議員退場〕

ここで、お諮りいたします。

これで懲罰案件の審議がすべて終わりました。懲罰特別委員会は、これをもって廃止したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、懲罰特別委員会は、これをもって廃止することに決定いたしました。

それでは、総務、産業経済、福祉文教、建設の各常任委員会へ付託されておりました議案の審査終了の報告が各委員長から提出されております。

日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第2～第6 第1号議案～第38号議案

日程第2. 第1号議案 武雄市暴力団排除条例より日程第6. 第38号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第9回）までを一括議題といたします。

以上の5議案は、総務常任委員会に付託しておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、総務常任委員長の報告を求めます。

まず、第1号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔総務常任委員長

○総務常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

それでは、本委員会に付託されました第1号議案 武雄市暴力団排除条例の審査内容と結果について御報告をさせていただきます。

本議案は、暴力団が市民の生活及び社会経済活動に介入し、暴力及びこれを背景とした資金獲得活動によって市民等に多大な脅威を与えている状況にかんがみ、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市民の安全で平穏な生活の確保及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的に、条例を新たに制定するものであるとの説明でありました。

本議案は、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきとのことで決しました。

なお、委員からは、市民等の責務に対する担保の条文はどこにうたわれているかとの質問に対し、県条例第14条に警察による保護措置が明記しており、県条例で及ばない部分をそれぞれの自治体で条例化するのが今回の条例制定の目的の一つであり、まずは条例を制定して、暴力団排除の機運をつくることから始めさせていただきたいとの説明でありました。

また、第5条の市民等の責務の規定のところでは、具体的にはどういうことが努力義務なのかという質問に対しては、努力義務とは、暴力団に関する情報を市や、また警察に提供をお願いしたいとの説明でありました。

以上であります。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第2号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔総務常任委員長

○総務常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第2号議案 武雄市合併振興基金条例の審査内容と結果報告について御報告をさせていただきます。

本議案は、市民の連携強化及び均衡あるまちづくりの振興を図る事業を推進するため制定するものであるとの説明でありました。

本議案は、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員からは、基金積み立ての総額はどのくらい考えているのかという質問に対して、

執行部より、最終的には積立総額20億2,000万円になるとの説明でありました。

また、ソフト、ハード両面にこの基金の活用はできるかとの質問に対しては、元金についてはソフト事業、ハード事業についても、どちらでも活用ができるという説明でございました。

以上であります。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

その積立金の20億2,000万円ですかね、その根拠というのですかね、大体、そこをなぜそういう金額に目標にしてあるか、説明がございましたか。

○議長（牟田勝浩君）

松尾陽輔総務常任委員長

○総務常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

合併特例債の基準から、その金額が設定されたと、予算づけされたということでございます。

○議長（牟田勝浩君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第4号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔総務常任委員長

○総務常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第4号議案 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の審査内容と結果について御報告をいたします。

本議案は、特別職の報酬等の額について、本年1月24日に武雄市特別職報酬審議会に対し、市長から諮問がなされ、2月13日に答申をいただき、その答申に基づき、市長、副市長及び教育長の給与月額、並びに市会議員の報酬月額を改定するものとの説明でありました。

本議案は、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第5号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔総務常任委員長

○総務常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第5号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例の審査内容と結果について御報告をいたします。

本議案は、地方税法の一部改正に伴い、条例を改正するもので、商品軽自動車等の課税免除と地方税法等の一部改正に伴う改正を行うものとの説明でありました。

本議案は、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員からは、商品軽自動車等の課税減免のことで、商品軽自動車の見分け方はどこでどうやるのかとの質問に対して、市への申請書で、展示車であるかどうかを確認することでありました。

また、展示車でも試乗する場合もあるが、そのときの対応はどうなるのかということに対しては、試乗車や車検の代車については、この課税免除の対象外ということでございました。

また、たばこ税の影響額についても質問がありまして、試算では5,700万円ほどの増税が見込まれているとの執行部からの答弁でございました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

第5号議案の、中でも個人市民税に関して、本会議の質疑でもしましたけれども、東日本大震災、この復旧・復興事業、それからもう1つは、被災3県以外の他の地域については緊急防災・減災事業、こういった県民税、市町村民税に合わせて1,000円、10年間賦課されるわけですね、均等割にね。これを勉強会のときでしたか、これを市町村すべてが提出しているわけじゃないという質問をしましたけれども、もう1つは、これをしなければ交付税を減らされるというペナルティーもあるんじゃないかという不安の声も執行部から聞こえてきましたですね。勉強会のときですよ。

それは、どういう内容で個人に賦課されていくのかと。所得税については2.1%賦課税、これは国税ですからね、所得税は。議案には出てこないわけですけども。所得税については2.1%の賦課税。これが1つ。もう1つは、県民税、市民税に合わせて1,000円、10年間です。

この点につきましては、どういうふうには使われていくのかと。勉強会のときには、復興財源の一部として使われる。県のほうでは、これは緊急災害への手だてといたしますか、県内ですね、そういうことに使われる。対応が2本立てになっているんですけども、そこから辺の審議はどのようになったんですか。

○議長（牟田勝浩君）

松尾陽輔総務常任委員長

○総務常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

この2点に関しては、25番議員も本議会での議案質疑のときに質疑もされておりましたし、本委員会では、そこまでの具体的な話の質疑は出ておりません。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

もちろん、その東日本大震災への国民の何らかの支援をしたいという気持ちは、この間、ここの議会でも十分論議をされてきたところですね。もう1年を経過しましたけれども。そういった被災地への支援、これはもう社会的な連帯という、そういった意味での、新しいきずなが生まれてきつつあるわけですけれども、これを法律でもって強制すると、10年間ね。このあり方といいますか、支援のあり方について、その辺はどういう論議されたんでしょうか。

○議長（牟田勝浩君）

松尾陽輔総務常任委員長

○総務常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

支援のあり方ということの質問だと思いますけれども、これに関しても、当然、被災地への支援は道義的にも当然、議員も意を同じくするものだと思いますけれども、その点に関しても委員会では質疑は出ておりません。

○議長（牟田勝浩君）

ほかございませんか。7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

たばこ税に関して、今度税が上がるということで、先ほど何か5,000万円ぐらいの増額を見込んでいるということで、普通、何ですかね、上げたら売れないから、ほぼ一緒ぐらいだろうというふうな、普通言われているんですけれども、この辺の5,000万円ふえるという、何かそういう論議があったらお聞かせください。

○議長（牟田勝浩君）

松尾陽輔総務常任委員長

○総務常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

試算では5,700万円増収の見込みということで説明がありました。確実な試算によって5,700万円という数字が、上げるから売れないだろうということじゃなくて、今までの増収の経過を踏まえて、5,700万円ほど増収になる見込みということの説明でありました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第38号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔総務常任委員長

○総務常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第38号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第9回）について、審査内容と結果を御報告いたします。

今回の補正は、債務負担行為の補正で、本議案は慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。討論及び採決につきましては、各議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第1号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第1号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第1号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第2号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第2号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第4号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第4号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第4号議案は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、第5号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第5号議案を採決いたします。本案は御異議がありますので、起立による採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第5号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第38号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第38号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第38号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7～第13 第7号議案～第35号議案

日程第7. 第7号議案 武雄市自転車競走場設置条例の一部を改正する条例より日程第13. 第35号議案 平成24年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算までを一括議題といたします。

以上の7議案は、産業経済常任委員会に付託しておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、産業経済常任委員長の報告を求めます。

まず、第7号議案に対する報告を求めます。山口裕子産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

おはようございます。

今議会で本委員会に付託されました第7号議案 武雄市自転車競走場設置条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

自転車競走場について、条例上の所在地番は、現在、特例財団法人清香奨学会の所在地であるので、現在の競輪事業所事務所の所在地番に改正を行うものです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第12号議案に対する報告を求めます。山口裕子産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

今議会で本委員会に付託されました第12号議案 財産の処分について、審査の経過と結果を申し上げます。

武雄北方インター工業団地敷地内の土地の一部について、株式会社イワフチに売却処分するというものです。この工業団地造成事業に着手した当時、用地の提供や協力を受けた経緯などを含めて説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第23号議案に対する報告を求めます。山口裕子産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

今議会で本委員会に付託されました第23号議案 平成23年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第1回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

主に、歳入においては、ことし1月までの実績を踏まえて給湯使用料を増額、繰越金の計上、歳出においては、工事請負費の減額、一般会計への繰出金など、それぞれ計上されている旨の説明がございました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第24号議案に対する報告を求めます。山口裕子産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

今議会で本委員会に付託されました第24号議案 平成23年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第1回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入においては、起債借り入れ分の償還利子に対する県及び市の負担額が確定したことにより、県負担金及び繰入金の減額、前年度分の確定による繰越金の補正、また第12号議案の

財産処分に伴う土地売却収入が計上されております。

歳出においては、公債費で、平成21年度から23年度までに借り入れた起債の償還利子の額の確定に伴う利子の減額と、元金については、土地売却収入をもって一部繰り上げ償還を行うものとして、それぞれ計上されております。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第33号議案に対する報告を求めます。山口裕子産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

今議会で本委員会に付託されました第33号議案 平成24年度武雄市競輪事業特別会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入の主なものは、開設記念及び通常開催分の車券発売金114億3,000万円、競輪事業基金繰入金5,000万円などで、売り上げがやや落ち込んでいる傾向であります。JKA交付金が23年度で終了したことなど、予算減の要因となっています。

歳出の主なものは、無停電電源装置蓄電池交換工事、場内のテレビ設置工事などで2,000万円、競輪開催費中、選手賞金で、レース数の減少や賞金基準の降格などにより、前年比約2億円の減となる6億229万2,000円、各種委託料、的中車券払戻金などです。

また、開設62周年記念レースが、4月19日から22日まで行われる予定で、格別の御協力をというお願いを、説明とあわせて受けております。

記念レース開催の準備金が必要となるため、一時借入金上限100億円、借入見込み60億円を設定するとともに、その利子100万円が計上されていますという報告を受けております。

昨今の景気低迷、全国的な競輪車券の減少など、懸念される事情が多い中、ぜひ成功を願うものです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第34号議案に対する報告を求めます。山口裕子産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

今議会で本委員会に付託されました第34号議案 平成24年度武雄市給湯事業特別会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入の主なものとして、給湯使用料では、23年度の実績と営業休止施設などの状況を勘案し、24年度は年間5万4,000トンを見込み、1,600万円が計上されております。

歳出の主なものは、観光事業の円滑な推進・発展を目的に一般会計への繰出金600万円などが計上されております。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第35号議案に対する報告を求めます。山口裕子産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

今議会で本委員会に付託されました第35号議案 平成24年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入では、新工業団地整備事業県負担金で、起債償還利子の県からの負担金として887万1,000円、一般会計繰入金で、利子償還における県負担金充当残額942万円が一般会計からの繰入金として計上されています。

なお、財産の処分による関係で、繰り上げ償還を経て、利子が軽減され、後立って減額補正となる旨の説明を受けております。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

新工業団地も新年度から正式に、途中じゃなくてスタートすると思うんですけども、この歳出を見ると、利子しかないわけですね。だから、活動費とか、そういうのはどういふふうな扱いになっているか、議論があつていればお聞きします。

○議長（牟田勝浩君）

山口裕子産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

今、どういう活動を行っているかということは十分報告を受けました。さらに、市長も先頭を切ってとり行ってもらっているということとか、そういう十分な報告は受けております。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。討論及び採決につきましては、各議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第7号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第7号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第7号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第12号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第12号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第12号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第23号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第23号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第23号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第24号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第24号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第24号議案は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、第33号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第33号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。
お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第33号議案は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、第34号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第34号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。
お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第34号議案は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、第35号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第35号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。
お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第35号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14～第18 第6号議案～第28号議案

日程第14. 第6号議案 武雄市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例より日程第18.
第28号議案 平成24年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算までを一括議題といたします。

以上の5議案は、福祉文教常任委員会に付託しておりましたので、その審査の経過並びに
結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第6号議案に対する報告を求めます。上野福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第6号議案 武雄市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条
例についてです。

朝日児童クラブについては、利用児童の登録数に対し、大変手狭で安全確保が難しい状況
にあるため、これを2つの児童クラブに分割し、平成24年4月1日からは、今までの1クラ
ブを2クラブに分割して運営したいと説明を受けております。名称は、「朝日元気っ子クラ

ブ」、「朝日なかよしクラブ」と命名されております。

それと、児童福祉法の一部改正に伴い、引用条文を整備するものです。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第17号議案に対する報告を求めます。上野福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕

第17号議案 平成23年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第5回）についてです。主な審査の内容と結果を御報告申し上げます。

今回の補正は、精算に伴う補正で、保険給付費では、平成22年と比較し、23年は1人当たりの療養費が伸びており、一般療養給付費、退職者療養給付費、高額療養費とも見込み額相当を追加補正してあります。後期高齢者支援金や特定健康診査等事業費は、精算や実績により減額との説明を受けております。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第18号議案に対する報告を求めます。上野福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕

第18号議案 平成23年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）についてです。主な審査の内容と結果を御報告申し上げます。

徴収費や特定健康診査等事業費は、いずれも精算や実績による減額となっています。また、広域連合納付金も事業費の精算による減額ということです。

委員会では、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第27号議案に対する報告を求めます。上野福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕

第27号議案 平成24年度武雄市国民健康保険特別会計予算についてです。

国民健康保険税は、今年度11月時点の賦課実績等を踏まえて推計されており、前年度と比較し、率にして2.1%の増で、収納率は93%を見込まれております。

支出については、保険給付費が、率にして8.9%の増となっています。一般・退職被保険者ともに、医療費の増加傾向が依然として継続すると考えられることや、高額療養費の増加等を見込んでの計上と説明を受けております。

委員会では、慎重審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第28号議案に対する報告を求めます。上野福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕

第28号議案 平成24年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算についてです。

後期高齢者医療保険料につきましては、前年度と比較いたしますと、率にして6.9%の増となっております。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が、前年度と比較して率にして7.8%の増となっております。増となった要因としましては、保険料率の改定、賦課限度額の改定によるものとのことです。制度の改定で、医療費の増加により保険料率も上昇する見込みとなっております。

委員会では、慎重審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。討論及び採決については、各議案ごとに行います。

まず、第6号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第6号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第6号議案は委員長報告のとおり可決されました。次に、第17号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第17号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第17号議案は委員長報告のとおり可決されました。続いて、第18号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」「反対」「討論は28号でやります」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第18号議案を採決いたします。本案は御異議がありますので、起立による採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第18号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第27号議案に対する討論を求めます。25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

第27号議案の平成24年度武雄市国民健康保険特別会計予算に反対の立場から意見を述べたいと思います。

とにかく、払いたくても払えない世帯がふえてきている、これはもう21年決算、22年決算を見ても、この3年間の決算を見ても、そのことが言えるんじゃないでしょうか。現年度で、22年度決算を見ますと、1億700万円、滞納繰り越しでは3億233万円、この数字を見るだけでも、本当に事態の深刻さがわかるところであります。

平成22年度の課税標準額と所得割額に関する調べでは、21年度と比較しますと、武雄市全体で26億9,147万円、約27億円所得が減っている。この所得割額というのは、国保税やその他の税にも影響を与えるわけですけれども、今の経済不況が決して好転したと言えない状況で、全体の財政事情は本当に厳しいという理解をするわけであります。

ここに、現在の勤労者の雇用の不安定さ、あるいは給与の低下、直接その原因になっているのではないかと考えます。夫婦ともに40歳、子ども2人、所得200万円の世帯をモデルとした県内市町国保税ランキング、この一覧表を見ておきますと、23年度で見ますと、武雄市は年42万1,700円、順位で言えば13位にランクされておりますけれども、絶対額の負担からいいますと、生活感覚からいいますと、平均40歳、夫婦とも40歳で子ども2人の年間42万円の国保税というのは、本当に生活を圧迫している、そのことは理解できるところであります。

結果として払えない世帯がふえる、その額は先ほど示したとおりであります。もともと財政的な脆弱性がある、この国保制度。国は当初、50%は国の責任ということで、交付税措置をしていたわけでありましてけれども、今それが45%から、現在では25%、武雄市の場合は27%ぐらいですか、そこまで減らされてきている。その結果、国保に関して全国の自治体が深刻な財政状況にある、そのことは事実だと思います。極めて、国の責任は大きいと指摘せざるを得ません。

一般会計からの繰り入れを実施している自治体がふえてきている一方ですけれども、民主党・野田内閣は、これをやめさせようと、一般会計から国保への繰り入れをやめさせる、それも一つのねらいですけれども、県一本化の広域化を強行してきております。国の責任を、まさに放棄するものと、一般質問でも述べましたけれども、指摘せざるを得ません。

歳出の項を見ますと、後期高齢者支援金6億3,490万円、前年比で2,512万円ですけれども、高齢化が進んできている面もありますけれども、国の財政計画では、後期高齢者医療保険料の値上げであり、この関連で支援金の増にもつながってきている。先ほど委員長報告にもあったとおりであります。

国の責任を明らかにし、国への交付金の増額を求めつつ、一般会計からの繰り入れ……

○議長（牟田勝浩君）

平野議員さん、後期高齢は入っていません。

○25番（平野邦夫君）（続）

28号でやりましょうね。もう言いませんよ。

避けられない事態です。赤字の累計が2億1,700万円という事態です。

さきの一般質問で……

○議長（牟田勝浩君）

それ、第28号議案だ。

○25番（平野邦夫君）（続）

さきの一般質問で、一般会計からの繰り入れについて庁内検討を始めているという答弁もありました。

○議長（牟田勝浩君）

——わかりました。続けてください。

○25番（平野邦夫君）（続）

そういうことも指摘をしておきたい。いわば庁内検討は始まったと、一般会計からの繰り入れをすることについてはですね。それは大いに前向きに対応だろうと考えております。

今一番大事なのは、国民の購買力、内需を強めていく、雇用の安定、このことが経済の基本に据えられなくてはならないと考えるものであります。

一方で、2.5%の14年、15年の年金の引き下げ、ますます収入減が強行される中で、内需は冷え込む、払いたくても払えない国保世帯がふえていくのではないかと危惧するものであります。

以上のことを指摘して、第27号議案に対する反対の意見といたします。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

賛成討論ございませんか。3番上田議員

○3番（上田雄一君）〔登壇〕

おはようございます。

第27号議案 平成24年度武雄市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

今先ほど反対討論を伺っておりまして、反対討論なのかどうなのか、私にはちょっとこう、応援団のように聞こえてきたところでありまして、国の責任を指摘せざるを得ないとか、交付金の増額を求めつつと、これは当たり前の話であって、国保会計のほうでも、それは十分考えるべき話じゃないのかなど。その中でまた、庁内の検討も始まったと、一般会計からの繰り入れの庁内検討も始まったということで、それも応援団のように私は聞こえたところでありましてですね。

もろもろといろいろ話を述べられましたけど、とにかく今回の国民健康保険特別会計予算については、一刻一秒を争う医療において、それを支える保険についても、一日たりとも中断や空白をつくるわけにはまいりませんので、この第27号議案は賛成すべきものであると考えております。

以上、私の、簡単ですけど、賛成討論とさせていただきます。議員各位の御賛同をお願いします。

○議長（牟田勝浩君）

ほか討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第27号議案を採決いたします。本案は御異議がありますので、起立による採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第27号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第28号議案に対する討論を求めます。25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

決して、第27号議案で応援団的な立場で発言しているわけじゃありません。もともと国民健康保険税にしろ、あるいは後期高齢者医療保険制度にしろ、国は最も財政的に脆弱な人たちを国保に、そして国民皆保険ができたわけですね。ですから、討論で言ったように、最初は50%、国が責任を持つと、医療費の。これがどんどんどんどん削減されてきて、市町村の国保会計はますます厳しい。その厳しい現実を一番よく理解しているのは市長だろうと思うんですね。その市長も、全く討論になつたらんというわけですから、そんなはずはない。

ですから、国の責任をまず明確にする。もとの、少なくとも45%の交付税に戻す。これは、一回ここで市長も同意されたことありますよ。

もう1つは、全国47都道府県の中で、県民に対する財政調整交付金は別にして、県独自が国保会計に援助していく、やられていない、していない数少ない県の一つ。長崎県が270円ぐらいですか、佐賀は260円ぐらい。これも強く県に要求していく。

一方で、先ほど言いましたように、介護保険のところでも言いますけれども、負担感、実際の財政的な負担感というのは極めて厳しいと。そういうことから、そうであればあるほど、一般会計からの繰り入れというのは、国、県に対する要望とあわせて緊急に対応していく必要があるのではないかと、このことを言いたかったわけでありまして。

共通した問題は、第28号議案、平成24年度の後期高齢者医療特別会計についての立場も反対であるわけですが、これは2年越しに改定することになっております。これは2回目の改定ですか。当初、後期高齢者医療保険制度を75歳以上のお年寄りを扶養から外す、あるいは特別徴収と普通徴収に分ける、そういうお年寄りを差別的な取り扱いしちゃならないと。そしてまた、月の1カ月間の医療点数を500点以内に抑える。500点というと5,000円ですよね。これは上限が幾らかやわらかくなったという話を聞きますけれども、そういった意味では、後期高齢者医療保険制度の本質といたしますか、本当のねらいは、これは舛添元厚生労働大臣が言っておりましたけれども、この年齢だと何らかの病気を持っている、やがて死を迎える世代だと、そういうことまで国会答弁で述べるぐらいですから、いかに75歳切ったことのねらいがこの言葉に象徴されているか。それで2年越しの改定でしょう。

今度、資料をもらいましたけれども、この資料を見ておりますと、これは、平均でいきましようかね。旧保険料、22、23ですね、2年間の均等割額4万7,400円、これが4万9,500円、2,100円値上げされるわけです。4.43%。所得割率はどうかというと、22、23年度は8.9%で

あったわけです。これが24、25の第2期では9.6%への値上げ、0.8ポイントと書いてありますね、これにはね。これを合計しますと、1人当たりの平均保険料、軽減適用後の保険料を見ますと、これまで5万3,592円だったのが5万6,467円、2,875円、5.36%の値上げという資料があります。

さらに、保険料額の例示で、夫婦2人世帯、夫が世帯主で、夫の年金収入200万円、年金収入200万円という18万円ぐらいなるんですか。妻の年金収入が80万円、この場合はどう変わっていくのかと。これで見ますと、年金収入200万円という夫については、23年度までは5万8,500円でしたけれども、24年度は6万2,100円、3,600円の負担増。妻の場合どうなるかという、3万7,900円であったのが3万9,600円、1,700円の増。夫婦ともに元気で、この金額の年金の収入があったとすれば、年間10万1,700円の負担になるわけですね。これに介護保険料も当然賦課されてくるわけですから、介護保険料も1カ月588円の値上げというのが広域圏で提案されていますね。本当に30日には閣議で消費税10%、14年、15年ですね、10%まで消費税を倍にするというわけでしょう。これに年金は2.5%減らされる。そして、介護保険料が月588円値上げになる。それにまた後期高齢者医療保険制度も、先ほど述べたように5.36%の値上げ。何が税と社会保障の一体改革なのかと。これは増税と社会保障の切り捨てと断じざるを得ないわけであります。

そういう意味では、国政にかかわる点が大きいわけですけれども、しかし、仕組みとしては、介護保険については介護保険事業所、あるいは後期高齢者医療保険制度については県の一本化の連合でやっていますね。武雄市は、それに対する負担金を出さなきゃならないということなどの仕組みもあるわけですから、武雄市の財政もかかわっている内容です。

そのことを指摘して、この第2期目の後期高齢者医療保険制度の特別会計には反対という意見を述べて、討論といたします。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

3番上田議員

○3番（上田雄一君）〔登壇〕

第28号議案 平成24年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

何度聞いても応援団のように聞こえてしまう私でございます。

平成24年度予算につきましては、いろいろ、るる述べられましたけれども、国の問題、国が主催する後期高齢者医療制度改革会議において、社会保障と税の一体改革の議論が進められている中で、75歳以上の高齢者の皆様の医療制度を当面維持、持続させるための予算でありまして、私はこの第28号議案は、これを維持、持続させるために必要不可欠な予算であると考えておりますので、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

ほか討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第28号議案を採決いたします。本案は御異議がありますので、起立による採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第28号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第19～第35 第8号議案～第37号議案

日程第19. 第8号議案 武雄市都市公園設置条例の一部を改正する条例より日程第35. 第37号議案 平成24年度武雄市工業用水道事業会計予算までを一括議題といたします。

以上の17議案は、建設常任委員会に付託しておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第8号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第8号議案 武雄市都市公園設置条例の一部を改正する条例について報告いたします。

佐賀県により、武雄都市計画区域の変更が平成24年3月30日に公告されることが予定され、山内町の一部、北方町の一部が都市計画区域になることに伴い、都市計画区域内に位置する山内中央公園及びきたがた四季の丘公園を都市公園として管理するため、武雄市都市公園条例の一部を改正するものであります。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

都市計画区域に入って都市公園になるということで、こうやってどんどん整備が進むのかなというふうに思っておる部分もあるんですけども、聞くところによると、管理は今までどおりということで、500円の使用料がふえるということですけども、何か、都市公園になって、今後こうしようとか、こうなりますとか、何かそういう論議があったらお聞かせください。

○議長（牟田勝浩君）

古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

都市公園にすることによりまして、土砂災害などで公園施設が損害を受けた場合、要件を満たせば補助事業として復旧工事が可能になるということでございます。

○議長（牟田勝浩君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第9号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第9号議案 武雄市農業集落排水処理施設設置条例及び武雄市戸別浄化槽条例の一部を改正する条例について御報告いたします。

今回の一部改正の主なものとして、農業集落排水及び戸別浄化槽の排水設備の指定工事店を公共下水道の指定工事店に一本化するものでございます。また、戸別浄化槽の設置に係る分担金について、早期に賦課を行い、納付期間を長くすることで、資金繰りがしやすくなるようにするため、分担金を賦課する時期を早めるものであります。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第11号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第11号議案 市営和田住宅建替1号棟建設工事請負契約の一部変更について御報告いたします。

本議案は、市営和田住宅建替1号棟建設工事の設計変更に伴い、契約金額及び工期に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第13号議案、第14号議案、第15号議案につきましては関連しておりますので、一括して報告を求めます。古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第13号議案 市道路線の廃止について、第14号議案 市道路線の変更について及び第15号議案 市道路線の認定について御報告いたします。

市道路線の廃止・変更は、道路法第10条第3項の規定、市道路線の認定は、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

このたびの路線は、武内町馬場地区から朝日町繁昌地区までの区間について、県営農林漁業用揮発油税財源見替農道整備事業武雄北部1期地区・2期地区の整備が完了いたしましたことに伴い、佐賀県より県有土地改良財産の譲与が武雄市に行われたことによるものであるとの説明を受けました。

対象になる路線の現地視察をし、確認をいたしましたところでございます。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第19号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第19号議案 平成23年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4回）について御報告いたします。

今回の補正の主なものは、消費税納入額が確定したことによる減額補正であります。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第20号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第20号議案 平成23年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）について御報告いたします。

今回の補正の主なものは、事業の最終見込みによる減額補正をするものであります。
本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。
以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第21号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第21号議案 平成23年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）について御報告いたします。

今回の補正は、精算見込みによる補正であり、委託料において、戸別浄化槽工事発注のための測量設計を委託しなかったことで減額補正するものであります。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第22号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第22号議案 平成23年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3回）について御報告いたします。

今回の補正は、国庫補助金の内示変更、起債利子の確定及び繰越明許による補正であり、主なものとして、武雄北部土地区画整理事業費は経費財源補正によるものであるという説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第25号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第25号議案 平成23年度武雄市水道事業会計補正予算（第2回）について報告いたします。

今回の補正は、収益的収入、水道料の高料金対策補助金の算定基礎となる資本費が改定されたことなどによる増額及び資本的収入を減額するものであります。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第29号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第29号議案 平成24年度武雄市農業集落排水事業特別会計予算について報告いたします。

農業集落排水事業は、武雄市内において、平成19年度までに8地区が供用を開始しており、その施設の管理運営を行っているとのこと。供用開始後10年以上経過している地区もあり、安定的な運営管理を図るため、更新計画に沿って施設機器類及び中継ポンプの整備更新に要する経費を計上しているとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第30号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第30号議案 平成24年度武雄市公共下水道事業特別会計予算について御報告いたします。

公共下水道事業は、平成16年度から事業に取り組んでおり、平成19年12月から順次供用区域を広げ、本年4月には小楠、天神地区の一部を供用開始することになっております。また、平成25年度完成を目指している終末処理場の第二期建設工事について、日本下水道事業団に建設を委託するとの説明を受けました。

委員の皆さんから、日本下水道事業団に委託せずに、市独自でできないのか、市内業者を使って分離発注など、市独自でできる方法を今後検討すべきではないのか等の意見が出され

ました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。
以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第31号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第31号議案 平成24年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計予算について御報告いたします。

戸別浄化槽事業は、平成21年度より事業を開始し、23年度末時点で、累計452の設置見込みで、別途寄附分の累計が62基の見込みであるとのことです。整備の内容は、50人槽までの浄化槽本体を市が設置するものであり、平成24年度の設置基数は180基を予定しており、また、寄附分については30基を見込んでいるとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。
以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第32号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第32号議案 平成24年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算について報告いたします。

土地区画整理事業は、現在、地区内の永松区周辺の家屋移転や工事に着手しているところ
です。

歳出においては、工事請負費として、松原付近の県道甘久武雄線の改良工事、駅北口の交通広場整備、街区造成工事等、区画整理以外では、白岩運動公園西トイレ新築工事や天神崎白岩線道路整備工事等、補償補填及び賠償金として、物件移転補償費や電柱移転費等を計上しているとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。
以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第36号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第36号議案 平成24年度武雄市水道事業会計予算について報告いたします。

業務の予定量としては、給水戸数は前年度と比較し微増、1日平均給水量は前年度と比較して若干の減少を見込んでおり、その結果、収益的収入では、水道使用料が料金改定後、初めて減少し、一般会計からの高料金対策補助金がなくなるとのことで、支出では、ダム管理負担金、企業債の償還利息の減等で11億938万円を見込んでいるとのことです。資本的収支の面では、前年同様の投資を計上しているとの説明を受けました。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第37号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第37号議案 平成24年度武雄市工業用水道事業会計予算について報告いたします。

業務の予定量としては、給水事業所数は前年度と同じく3事業所、給水量については、前年度と同量を見込んでいるとのことです。また、他会計からの補助金として、前年度同様計上しており支出については、第3浄水場蓄電池更新工事189万円ほかを計上しているとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

この際、お諮りしたいと思います。

建設常任委員会の付託の分が17本の採決がこの後あります。もうお昼も5分前ですので、午後1時20分から再開するということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、議事の途中ですが、午後1時20分まで休憩したいと思います。

休	憩	11時53分
再	開	13時20分

○議長（牟田勝浩君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論、採決を行います。討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。まず、第8号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第8号議案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第8号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第9号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第9号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第9号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第11号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第11号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第11号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第13号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第13号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第13号議案は委員長報告のとおり可決されました。続いて、第14号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第14号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第14号議案は委員長報告のとおり可決されました。続いて、第15号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第15号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第15号議案は委員長報告のとおり可決されました。続いて、第19号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第19号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第19号議案は委員長報告のとおり可決されました。続いて、第20号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第20号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第20号議案は委員長報告のとおり可決されました。続いて、第21号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第21号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第21号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第22号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第22号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第22号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第25号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第25号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第25号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第29号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第29号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第29号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第30号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第30号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第30号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第31号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第31号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第31号議案は委員長報告のとおり可決されました。続いて、第32号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第32号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第32号議案は委員長報告のとおり可決されました。続いて、第36号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第36号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第36号議案は委員長報告のとおり可決されました。続いて、第37号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」「討論省略します」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第37号議案を採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第37号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第36～第39 第3号議案～第26号議案

日程第36. 第3号議案 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う武雄市条例の整備に関する条例より日程第39. 第26号議案 平成24年度武雄市一般会計予算を議題といたします。

以上の4議案は、各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、まず最初に

総務常任委員長にその審査の経過並びにその結果について報告を求めます。

まず、第10号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔総務常任委員長

○総務常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

それでは、本委員会に分割付託されました第10号議案 武雄市水防協議会条例等の一部を改正する条例の審査内容と結果について御報告をさせていただきます。

本議案は、水防法の一部改正に伴い、武雄市水防協議会条例の一部を改正するものであり、引用条文の整備を行うものとの説明でございました。

本議案は、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決するべきものと決しました。

以上であります。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第16号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔総務常任委員長

○総務常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第16号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第8回）について、審査内容と結果を御報告させていただきます。

本議案の主な内容としては、事業費の最終見込みによる調整のほか、交付金等の確定及び最終見込み等による補正との説明でございました。

本議案は、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員からは、廃止路線バス、代替バス、乗り合いバス等のすべての増額補正となっているが、これはどの要因で増加になったのかという質問に対して、燃料費等の高騰によるものとの説明がありました。

以上でございます。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第26号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔総務常任委員長

○総務常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第26号議案 平成24年度武雄市一般会計予算について、審査内容と結果を御報告させていただきます。

本議案は、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員からは、歳入の21款．市債、6目．臨時財政対策債の8億3,000万円について、

前年度も8億円余の予算額に対して、決算ベースで約4億円ほど予算増となっていたが、臨時財政対策債も借金であり、24年度の見込みは8億3,000万円でおさまるのかという質問に対して、執行部より、交付金の状況によっては増加する見込みであるとの説明でありました。

また、歳出での2款・総務費、7目・災害対策費、15節・工事請負費の1億4,476万6,000円について、これまでの防災行政無線機の設置台数と24年度の予定についての質問があり、23年度までに132基を設置、平成24年度は45基設置予定との説明がありました。

同じく総務費、2項・企画費、25節・合併振興基金積立金5億円の事業については、27年度まで予定しており、今後の事業については、新市計画の中で策定していくとの答弁でございました。

以上であります。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。

まず、第3号議案に対する報告を求めます。山口裕子産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

今議会で本委員会に分割付託されました第3号議案 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う武雄市条例の整備に関する条例、第3条 武雄市営土地改良事業及び佐賀県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正について、審査の経過と結果を申し上げます。

応急工事の特例に係る土地改良法の引用条項で、当該法律の施行により、応急工事について、従来必要であった知事の許可が不要とされるものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第16号議案に対する報告を求めます。山口裕子産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

今議会で本委員会に分割付託されました第16号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第8回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は年度末を迎え、事業の精算による補正が主であり、各事業の確認を行いました。

主なものとして、戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業工事に関して、1億円を超える減額補正となっており、状況を確認いたしました。農業者おのこの現状や個人負担の関係などから、断念される農業者が多々おられたということで、委員会においては、農業収入と事業実施を農業者目線で見えた場合、負担と効果を考えれば、もともと事業の内容として無理があったのではないかという意見もあり、最初に予算に上がった段階で不安視する意見も出ておりました。再度、今回、取り組みの課題を指摘し、事業の内容や地域選定を含めて、農業に努力しておられる方々の実態に沿うようなよりよきものとされるよう、改めて執行部に申し入れたところです。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第26号議案に対する報告を求めます。山口裕子産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第26号議案 平成24年度武雄市一般会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出に関して主なものを申し上げますと、新幹線工事に伴う公共補償算定業務委託料3,600万6,000円が計上されています。平成23年度からの継続事業で、24年度は実施設計業務を委託するものとして、事務費を含み、全額鉄道・運輸機構から受け入れる収入をもって賄うものと説明を受けました。

また、19節に九州新幹線鉄道（武雄温泉・諫早間）建設負担金5,663万3,000円が計上されています。鉄道・運輸機構から24年度の武雄区間の事業見込みが提示されたことによることです。

今定例会直後の3月7日に本委員会を開催した折に、新幹線工事の残土処分計画について説明を受け、審議をしたところではありますが、26日に計画予定地となる東川登町内田区、大山路地区の現地を確認いたしました。まずは地元の理解、工事車両の往来に対する安全策など、対応については不備のないようお願いしたところです。政府・与党が示す新幹線事業の方針についても、執行部からの報告、説明を受け、引き続き事業の推進を期待するものです。

次に、労働費、熱帯果実産地化事業委託料352万円が計上されています。リュウガン、ライチ、ジャポチカバといったトロピカルフルーツの栽培実証に係る委託料で、現地橘町のハウスにおいても確認をさせていただきました。温度管理や適合した栽培方法の保持など、苦慮されている点がうかがえました。産地化に向けて期待するところです。

7款. 商工費では、観光費中、広域連携誘客促進事業費補助金425万円が計上されています。中でもハウステンボス観光客の誘客をねらった取り組みとして、成果がどうであったのか、成果に対しての予算編成は検討されたのか、9月定例会の一般質問でも指摘があっており、そうした部分と照らし合わせながら質疑が交わされたところですが、補助金のうち、市の持ち出し分を増額することなく、連携する業者との折衝や営業活動、また、周遊バスの運行の本数や設定を見直すなどの努力を行い、効率化を図っているという説明を受けております。

また、飛龍窯灯ろう祭り補助金に関して、近年の傾向や実績、地元の職員の努力にかんがみ、もっと力を入れてもいいのではないか、予算措置を検討してもよいのではないかとの意見も出ておりました。

全般として、地域の特性や課題を踏まえ、資源をより生かしたさらなる取り組みを大いに期待するとともに、さらに市勢浮揚につながる施策をお願いするものです。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第3号議案に対する報告を求めます。上野福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第3号議案の第1条 武雄市公民館設置条例の一部改正と第2条 武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部改正は、ともに上位法の改正に伴う改正です。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第10号議案に対する報告を求めます。上野福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第10号議案、第2条 武雄市スポーツ振興審議会条例の一

部改正、第3条 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正は、上位法の改正に伴う改正で、また、第4条 武雄市中心身障害児通園施設設置条例の一部改正について、対象施設はたんぼぼ教室ですが、児童福祉法の改正により、引用している条文に条ずれが生じているため、改正するものと説明を受けております。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第16号議案に対する報告を求めます。上野福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第16号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第8回）についてです。主な審査の内容と結果を御報告申し上げます。

今回の補正は精算に伴うもので、3款 民生費では、国保特別会計への繰出金、介護保険負担金や子ども手当の支出見込みで減額されています。

4款 衛生費の健康増進費についても、がん検診委託料及び肝炎ウイルス検診委託料が実績による減額となっています。

10款 教育費でも、武雄中学校の大規模改造工事等に係る入札減について説明を受けております。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第26号議案に対する報告を求めます。上野福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第26号議案 平成24年度武雄市一般会計予算についてです。

3款の民生費、児童福祉総務費の報償費には、出生祝い記念品を計上されています。これは、平成24年10月1日から出生祝い金を廃止することから、市長のメッセージを出生児の保護者に手渡すというもので、250人分計上されています。

また、子ども手当については、児童手当に名称が戻ると言われていましたが、予算上は子どものための手当として計上してあります。

4款. 衛生費では、がん検診の受診率向上のために、それぞれ目標を立てて取り組んでほしいとの意見が出ました。

10款. 教育費では、大きいもので、武雄小学校校舎給食室改築工事、武雄中学校管理棟大規模改造第1期工事費が計上されています。

また、新規事業として、平成25年、26年に計画してある山内中学校校舎給食室改築工事に係る実施計画業務委託料が計上されていますが、給食室については、今までのセンター方式から自校方式への変更について説明を受けています。

委員会では、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第3号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第3号議案について御報告いたします。

この議案は、上位法の一部改正に伴い、本条例第4条 武雄市営住宅設置条例の第3条、第6条、第9条において、一部改正をするものであるとの説明を受けました。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第16号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第16号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第8回）について御報告いたします。

今回の補正の主なものは、都市計画総務費では、公有財産購入費として、区画整理地区内松原開発エリアを土地開発基金で購入した従前の土地を、今後の売却に備え、一般会計で買

い戻すための増額補正、また、住宅建設費では、市営和田住宅建てかえ工事における基礎工事方法の変更に伴い、23年度工事進捗率が下がることから、入札差金を合わせて減額補正するものであります。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。
以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第26号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第26号議案 平成24年度武雄市一般会計予算について報告いたします。

21年度より施行された住宅用太陽光発電システム設置補助金については、23年度で終了する予定でありましたが、住民ニーズにこたえるべきではとの委員からの意見もあり、24年度においても、1件当たり上限5万円で、200件の1,000万円を計上してあります。

継続費として、市営和田住宅第2期建てかえ事業に伴い、平成24年度、25年度に6億9,376万8,000円を計上、第1期では28世帯が平成24年8月に入居見込み、第2期の50世帯は24年度、25年度を予定しているとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。
以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

ここで、第3号議案、第10号議案、第16号議案、第26号議案の各所管の委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより討論、採決を行います。討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。まず、第3号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第3号議案を採決いたします。本案に対する各所管の委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第3号議案は各所管の委員長報告のとおり可決されました。

次に、第10号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第10号議案を採決いたします。本案に対する各所管の委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第10号議案は各所管の委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第16号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第16号議案を採決いたします。本案に対する各所管の委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第16号議案は各所管の委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第26号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

第26号議案 平成24年度武雄市一般会計予算に対し、反対の立場から意見を述べたいと思います。

国の地方財政計画を見るとき一番肝心なことは、地方の一般財源の総額が実質的に確保されているのかどうかと。そのかなめとして、地方交付税が十分確保されているかどうかという点だと思います。地方の収入のうち、国庫支出金や地方債はあらかじめその使い道が決まっているのに対し、一般財源は地方の自主的な判断で利用できる財源とされ、地方自治体が地方自治の立場で行政を運営する重要な財源だという問題であります。

地方交付税は、自治体の財政運営の柱ということは先ほど言いました。自治体が標準的な行政サービスを行えるように、地方交付税を軸に国としての財源を保障するための制度で、地方交付税法で義務づけられております。武雄市の地方交付税を見ますと、前年比で71億円から70億円へ1億円の減となっております。先ほど総務委員長の報告の中にもありましたけれども、交付金次第では臨時財政対策債、これがふえる可能性もあるという答弁がありましたけれども、そういった意味では、後ほど臨時財政対策債は後年度交付税といいますか、そういう仕組みになっているんだろうと思いますけれども、この点が今の野田内閣の、果たして交付税がきちんと保障されるかどうかという点が懸念されるところであります。

社会保障、税一体改革が強行されれば、増税と社会保障の切り捨て内容としていざを考へざるを得ないだけに、自治体の税収、社会保障の切り捨てと住民サービスの低下にもつながりかねません。市民の命と暮らしを守り、社会福祉の充実を向上させることを目指す自治体にとっては、今後の運営は厳しくなることは明らかではないでしょうか。9款の地方特例交付金を見ますと、1目の地方特例交付金で2,600万円の減、市民の福祉に直接つながる2目の児童手当、こういう子どもの手当特例交付金は4,500万円の減であり、これは廃目になりました。

一方、国庫支出金、1項。国庫負担金は、前年比2億2,123万3,000円が減となっております。4節の子どものための手当負担金は5億4,136万8,000円となっておりますけれども、この点に関して歳出を見ますと、3款。民生費、2項の児童福祉費、2目。児童福祉費では、2億2,733万9,000円、前年比で減となっております。この分、子ども手当を受給していた人に影響を与えていくのではないのでしょうか。これは民主党の選挙公約の目玉であった子ども手当、公約では1人2万6,000円であったのに、実際には1万3,000円に減額され、これをさらに改悪する内容です。4月からは、ゼロ歳、3歳未満、3歳から小学校修了前、第3子以降、月1万5,000円に、中学生、3歳から小学校修了前、第1子、第2子は月1万円、所得制限以上の世帯、これは月5,000円、6月分からとなっております。子ども手当を児童手当に戻して、さらに所得制限を加えるわけですがけれども、児童手当法案が厚生労働委員会では4党の合意、賛成、3党の反対で可決されました。このことを前提に、年収960万円以上で、武雄市の場合、126名の子どもたちに影響を与えると執行部の答弁がありました。これは厚生労働省も試算していない内容ですがけれども、民主党や自民党、公明党3党の合意内容であります。実際には子ども手当、児童手当の減額と所得税、住民税の年少扶養控除廃止の影響で、小学生までの子どもがいる年収400万円から500万円以上の世帯が実質手取り減になると、このことが資料でも明らかになりました。児童のいる世帯では、年収400万円以上が7割強を占める中で、大きな影響が出てくることは明らかです。

大型公共事業との関連で言いますと、先ほど委員長報告にありましたように、総務企画費、新幹線工事に伴う公共補償算定業務委託料3,600万円、さらに九州新幹線建設費負担金5,663

万3,000円が計上されております。現在、景気が低迷している中、公共事業ではその中心に生活密着型の公共工事、それを通じて地域の仕事興しや雇用拡大、ここにこそ力を注ぐべきではないかと考えるものであります。

雇用が不安定な中、非正規雇用は35.2%と過去最高と報じられました。中でも子育て世代の雇用の不安定は極めて深刻です。義務教育費無償化の一環として実施されている就学援助制度では、全国的には年々増加してきております。佐賀県を見ますと、要保護の子どもで389人、準要保護で7,577人、公立小学校児童・生徒数総数が7万6,568人でありますけれども、それに比べますと、0.51%の子どもたちしか受給していない状態です。全国平均の1.46%から見ると、極めて少ない事態であります。今大事なことは、市民の暮らし、雇用を応援し、内需を拡大していく、このことが国の政治にも地方の政治にも求められていると思っております。

以上のことを指摘して、第26号議案 平成24年度武雄市一般会計予算に反対する意見いたします。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

賛成討論ございますか。5番山口良広議員

○5番（山口良広君）〔登壇〕

第26号議案 平成24年度武雄市一般会計予算案に対する賛成討論をいたします。

今、反対者の意見が出ましたけど、反対者の対案は見えてきません。そんな中で、地方交付税は地方行政サービスを行うとき、重要な財源であります。そんな中で、行財政改革を今からも引き続き行い、一層の努力をして次年度事業を推進してもらいたいと思っております。

どうぞ御賛同よろしく申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

ほか討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第26号議案を採決いたします。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

本案に対する各所管の委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第26号議案は各所管の委員長報告のとおり可決されました。

日程第40～第42 第39号議案～第41号議案

日程第40. 第39号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任についてより日程第42. 第41号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの3議案を一括議題といたします。提出者の説明を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

第39号議案から第41号議案までについて、一括して御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の徳永正敏氏、蒲地義浩氏、久原義博氏の任期が4月末日をもって満了することになりますが、3名とも継続して選任をお願いしたいと考えております。つきましては、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

3名の方の経歴につきましては、別添議案資料に掲載しております。

以上、よろしく御願い申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

第39号議案、第40号議案及び第41号議案に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。第39号議案、第40号議案及び第41号議案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第39号議案、第40号議案及び第41号議案は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論及び採決を行います。討論及び採決については、議案ごとに行います。

最初に、第39号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第39号議案を採決いたします。本案はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第39号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

次に、第40号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第40号議案を採決いたします。本案はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第40号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

続いて、第41号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第41号議案を採決いたします。本案はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第41号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

日程第43 議提第1号

日程第43. 議提第1号 市長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。10番古川議員

○10番（古川盛義君）〔登壇〕

市長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例について趣旨説明をいたします。

市長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を次のように改正します。

第2条の自動車損害賠償法の対人賠償額、対物賠償額の文言を(1)とし、(2)に市営住宅の管理上の必要な提起、和解及び調停に関することという文言を追加することといたします。

提案の理由といたしまして、訴えの提起は議会の議決事項となっており、議案提出段階から氏名などが公表され、裁判の結果いかにかわらず、早い段階から個人情報が出てまいります。

また、12月議会で議決をいただきました和田住宅の件のように、滞納以外に猫十数匹を飼っており、周辺住民に多大な迷惑をかけるなど、状況によっては即明け渡しに着手することが必要な場合もあり、即時に対応できるようにしておくことが必要であると思われまます。家賃滞納者に対しては、文書はもちろん電話や訪問などの督促などを行い、分割誓約書を交わすこともありますが、約束の額に満たない一部納付を繰り返し、その場しのぎをする累積滞納増額者が多い状況にあり、的確なタイミングで次の段階へ進むためにも、年4回の定例議会を待たずに市長の専決処分により訴えの提起ができるようにすることが望ましいとのことで、建設常任委員会全員の総意により提案するものであります。

議員皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

提出者に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

議提第1号に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより議提第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議提第1号は原案のとおり可決されました。

日程第44 閉会中継続調査申出について

日程第44. 閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第104条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長あてに提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査中の事件については、申出書のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成24年3月武雄市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 14時5分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議長 牟田 勝 浩

〃 副議長 小池 一 哉

〃 議員 末藤 正 幸

〃 議員 山口 昌 宏

〃 議員 松尾 初 秋

会議録調製者 筒井 孝 一